

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価実施要項（案）に対する意見対応表

No.	分類	意見等	回答
1	スケジュール・プロセスに関するもの	<p>1. スケジュールについて (評価実施要項 p 3 IV スケジュール)</p> <p>国立大学法人等が作成する実績報告書のうち、研究業績水準判定に係る資料だけ5月末に提出することとなっているため、各部局・大学執行部では、2回（研究業績水準判定資料とその他資料）の学内手続きが必要となり、煩雑である。</p> <p>そもそも、実績報告書の作成準備段階では、「学部・研究科等の現況調査表」（研究）と「研究業績説明書」は相互の関係を見ながら、ほぼ同時期に準備されるものと思われる。したがって、研究業績水準判定に係る資料を5月末までに提出するには、「学部・研究科等の現況調査表」も併せて前回より早く準備する必要が生じることとなり、各部局・大学の負担が増すこととなる。</p>	研究業績水準判定に係る資料の提出の前倒しは、部局・法人の体制によっては、手続きの負担増も予想されるが、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行うための変更であるためご理解いただきたい。
2	スケジュール・プロセスに関するもの	<p>意見4【要項案24 ページ関係】</p> <p>「訪問調査」ではなく国立大学法人等関係者（責任者）からの「ヒアリング」を行うこととされているが、主要な学部・研究科等の学生・卒業（修了）生の面談は無くなったと理解してよいのか教示願いたい。</p>	<p>貴見のとおり。</p> <p>ただし、評価委員会が中期目標の達成状況を判断するために不可欠と判断した場合に限り、評価者が国立大学法人等を訪問し、学生等の面談を実施することがある。</p>
3	スケジュール・プロセスに関するもの	<p>3. 10ページの「評価プロセスの全体像」：第1期の時は、訪問調査の結果を現況分析部会へ還元していましたが、第2期ではヒアリングの結果を現況分析部会へ還元しないのでしょうか。</p>	<p>「ヒアリング」の目的は、達成状況評価について書面調査で確認できなかった事項等を調査・把握し、達成状況判定に反映することである。</p> <p>現況分析において書面調査で確認できなかった事項等については、「確認事項の問い合わせ」によって調査・把握する。</p>

No.	分類	意見等	回答
4	現況分析に関するもの	<p>1. 評価実施要項（案）の11～24頁</p> <p>第1期と同様の疑問であるが、現況分析および研究業績水準結果の達成度評価への統合化に際し、水準と達成度は異質の概念と考えられるので、両者の統合に関する基本的考え方及びその方法論を明確にして戴きたい。</p>	<p>現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行うということであり、両者を統合する趣旨ではない。</p> <p>具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
5	現況分析に関するもの	<p>○ 実施要項p.21 現況分析結果と達成状況判定</p> <p>現況分析結果が、①「中期計画ごとの実施状況の分析」と②「中項目ごとの達成状況の分析」の2段階で活用すると読める。第二期も第一期と同様に、達成状況は「段階判定（積み上げ方式）」で評価される方針が示されているが、②の段階でも活用される場合、積み上げが崩れることがあり得る。②の段階で活用する場合の判断基準は何か。それがないと、混乱が予想される。</p>	<p>「中項目ごとの達成状況の分析」の段階では、現況分析の結果、学部・研究科等において、特に質の向上がみられたものについて、評価結果に特記事項として記載するという活用方法を想定している。</p> <p>具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
6	現況分析に関するもの	<p>要項案 19～23 ページにある達成状況の判定にあたって、現況分析結果をどのように活用するのか。</p> <p>すなわち、中期目標の達成状況と、期待水準に照らした質の向上度を記述する現況分析では性格が大きく異なるため、これらをどのように活用されるのかについて、もう少し具体的に示していただきたい。</p>	<p>具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
7	現況分析に関するもの	<p>1. 「評価実施要項（案）」の説明だけでは「現況分析結果」を中期目標の達成状況に関する評価結果にどのようにして反映させるかがわかりづらいため、第一期中期目標期間における評価方法との違い等を含めて、具体的に記載していただけると助かります。</p>	<p>第1期との違いについては、現況分析部会を達成状況判定会議に先行して実施することで、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行うことができるることである。</p> <p>具体的な評価方法は、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
8	現況分析に関するもの	<p>1. 「現況分析」結果の「中期目標の達成状況に関する評価結果」への反映方法について、第1期中期目標期間における評価方法との</p>	<p>第1期との違いについては、現況分析部会を達成状況判定会議に先行して実施することで、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行うことができるることである。</p>

No.	分類	意見等	回答
		違いを明確に示していただきたい。	況評価を行うことができるのことである。 具体的な評価方法は、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。
9	現況分析に関するもの	7. 共同利用・共同研究拠点認定施設における現況分析について (評価実施要項 p 13, 18 第2部第3章(評価の方法)第1節I-2, II-2) 現況分析結果の作成に当たり、法人の自己評価（分析項目ごとの水準及びその判断理由）と機構の水準判定が異なる場合には、判定結果を導いた理由に加え、異なる判定とした理由も併せて記載していただきたい。（※国立大学法人評価委員会の実施要領には、「業務運営・財務内容等」に関しては、法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示すことが明記されている。）	「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
10	現況分析に関するもの	要項案 11~13 ページにある教育の「水準判定」及び「質の向上度の分析」について、第2期中期目標期間に全く新たに追加された実績や、新たに設置された教育組織などがある場合、第1期中期目標期間に比較基準がないことになる。 この場合に比較基準となる「客観的なデータ」を提示せずに現況のみを記述してもよいか。	追加・設置時点からの「客観的なデータ」を示していただきたいと考えている。 具体的な記述方法は、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。
11	現況分析に関するもの	2 「第2部 第3章 評価の方法」に関すること ① 「学部・研究科等の特徴を把握すること」について 11 ページ「第1節 学部・研究科等の現況分析 I 教育の現況分析の方法」の記載箇所において、「現況分析を行うに当たっては、個性ある独自の教育活動を開拓していることを十分に理解する必要があるため、国立大学法人の客観的なデータも踏まえて、現況調	具体的には、現況調査表の記載だけでなく、基礎となる資料・データ等の分析によって学部・研究科等の特徴を把握し、教育・研究の分析を行う。

No.	分類	意見等	回答
		<p>査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握した上で、分析を行います」とある。</p> <p>具体的にどういうことなのか。第一期の現況分析に対する評価結果では、このことが重要視されたとは思えず、結果として、全国の大学が横一線の「物差し（評価指標）」でランク付けされた感がある。また、「個性ある独自の教育活動を展開していることを十分に理解する」ことについて、現況分析部会は「現況調査表に記載された学部・研究科等の特徴を把握」するだけで終わりとするのか。各法人の中期目標・中期計画の記載や実績報告は検証しないのだろうか。</p>	
12	現況分析に関するもの	<p>意見7【要項案11、16ページ関係】</p> <p>「分析項目の観点」について、教育及び研究水準分析項目の観点として、第1期の要項に記載のあった「各国立大学法人等は、上記の基本的な観点の他にも、各学部・研究科等の状況や目的に照らして独自の観点を設定できます。」という文面が削除されたが、観点の追加はできないと理解してよいのか教示願いたい。</p>	<p>貴見のとおり。</p> <p>簡素化による観点の整理に伴い、各学部・研究科等の状況や目的に照らした独自の観点についても、第2期のいずれかの観点に含まれていると考えている。</p>
13	現況分析に関するもの	<p>5. 共同利用・共同研究拠点認定施設における現況分析について (評価実施要項p16 第2部第3章第1節II 1(3))</p> <p>共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設における研究の現況分析に係る分析項目のうち、「I 研究活動の実施状況」にあっては「共同利用・共同研究の実施状況」、「II 研究成果の状況」にあっては「共同利用・共同研究の成果の状況」の観点が設けられている。これらは、共同研究の数、論文数等を評価するのみと思われ、共同利用・共同研究拠点の活動を表面的に評価することしかできない評価基準であるとの危惧を持つ。</p>	<p>評価にあたっては、共同研究の数、論文数等のみではなく、それぞれの目的を踏まえ、総合的に判断する。</p> <p>「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>拠点活動は、共同利用・共同研究以外のものも含めて研究者コミュニティに貢献するために行っている活動であり、多角的な評価基準を持って、拠点活動全般に関して評価していただきたい。</p> <p>また、拠点認定時に提案した拠点活動に関する事項がどれだけ実現されているかも重要なポイントであり、これも併せて評価していただきたい。</p>	
14	現況分析に関するもの	<p>(1) (その他)</p> <p>第1期中期目標期間において、複数学部に基礎を置く総合大学院について、教育研究の現況分析では学部、研究科双方に重複して業績を提出したが、第2期中期目標期間においては、業績が重複する場合にはどちらかに記載することで記載を省略できるなどの配慮をお願いしたい。</p>	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
15	現況分析に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価実施要項（案）」p 6 (3) 現況分析部会につきましては、第1期同様、10の学系部会が示されておりますが、第1期においては、この部会の内容が詳しく示されてはおりませんでした。その結果、貴機構から示された学系部会（案）に修正を加えることなく評価を受けた組織において、当該分野の代表的な性格・実績を反映した評価結果が得られない、ということがありました。 <p>第2期においては、もう少し詳細な学系部会の情報を提示いただくとともに、第1期に評価いただいた部会からの変更を可能としていただくよう、要望します。</p>	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
16	現況分析に関するもの	<p>本学は平成20年4月より教育組織と教員組織（教員が所属し、研究を行う組織）を分離した体制へと移行を図っており、学部・研究科から構成される教育組織から独立した「学系・部門」を教員組織として新たに設置したところです。</p>	現況分析の単位は文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。

No.	分類	意見等	回答
		<p>このことにより、「Ⅱ研究の現況分析の方法」(P14～)の評価単位「学部・研究科等」を本学の教員組織「学系・部門」を単位として評価していただかないと評価不能となります。第1期の確定評価の際にも要望させていただいておりますが、研究上の組織を別に設けている場合、早急に中期目標別表に記載出来るように措置するなど、評価単位としての例外措置を設けていただかなれば評価に困窮します。</p> <p>現況分析の単位については、国立大学法人評価委員会が決定するものと承知しておりますが、以上について本学の意見として提出させていただきます。</p>	
17	現況分析に関するもの	<p>8頁 (2)研究の調査・分析</p> <p>学部・研究科等の研究組織ごとに現況調査表を作成することとなつてはいるが、研究面の評価実施単位について、実質的な教員組織のグループを単位として評価を行っていただきたい。具体には、薬学部+大学院医歯薬学総合研究科（薬学系）などの学系を評価単位として、研究面の評価を行っていただきたい。</p>	現況分析の単位は文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。
18	現況分析に関するもの	<p>【全体に関する意見・・第三期中期目標期間の評価に向けて】</p> <p>① 「現況分析」を踏まえた教育研究の状況評価について</p> <p>これまでの対応経験から言えば、第一期中期目標期間の教育研究評価における「現況分析」評価は、大学の中期目標・中期計画との連動性や関連性が無い上に、認証評価の結果を援用できるという効率性も無かつた。「現況分析」に関する評価結果が、中期目標中期計画の達成状況評価とどう関わるのかも（評価ポイント反映以外）結局不明瞭だった。その結果、「現況分析」評価を改善に活用しよ</p>	現況分析の実施については文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。

No.	分類	意見等	回答
		<p>うとする意識も学内で喚起できなかつた。</p> <p>しかも国立大学が受けている認証評価は、その大半が現況分析評価と同じ大学評価・学位授与機構に委ねている。こうした実態も二度手間、三度手間の評価負担を感じさせる要因となっている。「現況分析」評価を担う委員も全国の大学から大挙動員されており、その業務負担による教育・研究業務への影響は看過できないし、評価業務の質の低下も懸念している（各大学は、評価委員の評価能力を必ずしも信用していない）。</p> <p>第三期中期目標期間の「教育研究の状況評価」は、各大学の中期目標中期計画に即した達成状況評価に限定するか、あるいは認証評価をそのまま援用し、「教育の現況分析」については廃止することを期待する。</p>	
19	現況分析に関するもの	<p>国立大学法人評価の趣旨や、第1期中期目標期間に蓄積された法人評価対応のノウハウは、各法人本部や学内各部局において浸透・継承はなされているものの、第2期に入り、その中心となる評価担当者も代替わりが進んでおり、理解が十分ではない場合も考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえ、例えば、中期目標・中期計画の達成度評価の目的は国立大学法人の制度上理解しやすいが、現況分析を実施する目的（なぜ現況分析が国立大学法人評価に必要か）については、平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定の実施要領を見ても、今回のパブリックコメントの関係資料を見ても判然としない。改めて詳細な説明が必要ではないかと考える。</p>	現況分析の実施については文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。
20	現況分析に関するもの	要項案12ページ、17ページにそれぞれある「水準判定にあたっての留意事項」として、 “それぞれの歴史や立地条件、社会との要	該当箇所は、それぞれの学部・研究科等の背景や、それに基づく個性を尊重し、評価を実施するという趣旨である。

No.	分類	意見等	回答
		<p>請等も踏まえた…（中略）を尊重して水準判定を行います”とあるが、各学部・研究科の歴史や立地条件をどのように尊重するのか明記し、透明性をいつそう確保して頂きたい。</p> <p>この内容は第1期の現況分析から踏襲されているようであるが、大学群の創出やアンブレラ方式といった行財政改革の論理から大学改革が議論されている最近の状況を踏まえたうえで、これを文面どおりに素直に読めば、財務当局側に都合の良い解釈が可能である。</p> <p>本来、「歴史や立地条件、社会との要請等も尊重する」ことについては、各学部・研究科の個性を尊重する意図と思われるが、例えば、「限られた資源の中で国の発展の先導が要請される、伝統ある大都市部の学部・研究科が有利になる指標で判定できる」といった解釈も可能となってしまっている。</p>	
21	現況分析に関するもの	<p>○ 実施要項p.12 及びp.16</p> <p>「分析項目ごとの水準判定」の記述で、「学部・研究科等の目的に照らして、学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているかという視点で分析し、以下の区分により判定（3段階）を行い、<u>判断理由を記述します。</u>」と記載してあるが、p.14の「研究の現況分析のながれ」の表中の「○各分析項目に係る観点ごとの分析」の説明では、「<u>判断理由、特記事項等の記述</u>」と記載されている。整合がとれていない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>P14 「研究の現況分析のながれ」表中「○各分析項目に係る観点ごとの分析」の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断理由、特記事項等の記述
22	現況分析に関するもの	<p>教育について</p> <p>評価項目が「I 教育活動の状況」、「II 教育成果の状況」の2項目と少なくなったことは評価できるが、よく見ると分析項目を観点に移動しただけで、書くボリュームは変わらないように思われる。</p>	<p>「教育」の水準判定においては、分析項目・観点の簡素化に伴い記述いただく内容についても効率化する方向で検討を行っている。</p> <p>具体的な記述内容の例示については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。</p>

No.	分類	意見等	回答
		ボリュームを含めて軽減されるものであることを強く望む。	
23	現況分析に関するもの	教育の現況分析の観点が 10 観点から 4 観点に簡素化・大くくり化されたことは、好ましいことである。しかしながら、大学と評価者の共通理解のもと評価を行うことと、大学に不要な作業負担が生じないためには、これらの観点ごとの評価を行う際にポイントとなる事項等を、遅くとも平成 27 年度当初までには示していただきたい。	「教育」の水準判定においては、分析項目・観点の簡素化に伴い記述いただく内容についても効率化する方向で検討を行っている。「実績報告書作成要領」については、今年度中を目処に案を示すことができるよう、検討を進めている。
24	現況分析に関するもの	2. 学部・研究科等の現況分析の分析項目・観点の簡素化について (評価実施要項 p 1 第 1 部 教育研究評価の基本方針 p 8 第 2 部第 2 章 (評価のプロセス) 2 (1)(②) 教育研究評価の基本方針として「学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素・効率化」する旨記載されているが、「教育」の分析項目を観点として集約しただけでは、大学が記述する内容や作業量はこれまでと変わらないと思われる。 大学の作業量が減るような大幅な簡素・効率化を求めたい。 また、教育の分析項目を集約したということは、従前にも増して「教育成果の状況（学業の成果、進路・就職の状況）」を重視するという方針なのか。	「教育」の水準判定においては、分析項目・観点の簡素化に伴い記述いただく内容についても効率化する方向で検討を行っている。具体的な記述内容の例示については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。
25	現況分析に関するもの	分析項目の判定にあたって「それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待」を判断材料にするとあり、「関係者」の定義において一定の例示がされ、「関係者の期待」についても的確な記載をするよう Q&A に示されている。その記載内容を踏まえて水準判断を行うとあるが、そもそも学部・研究科等で想定した「関係者の期待」が的確であるかどうか、またその調査・判断方法についてはどのように行うのか。	関係者の期待が的確かを評価するわけではなく、どのような関係者を設定して、どのように期待に応えているか、ということについて評価する。
26	現況分析に	要項案 11 ページに関して、教育の「想定する関係者」が（国立	それぞれの学部・研究科等において「想定する関係者」を定めて

No.	分類	意見等	回答
	に関するもの	<p>大学一般ではなく）当該大学の学部・研究科等に寄せる「期待」の水準を推し量るのは容易ではないと考えられるが、この期待水準について、国立大学法人が各自データ等を収集し、定めておく必要はないのか。</p> <p>また同様に、16ページにある研究の「想定する関係者」に関しても、「地域」からの期待水準を国立大学法人が定めておく必要はないのか。</p>	いただき、どのように期待に応えているかの分析を行っていただく必要がある。
27	現況分析に関するもの	<p>1. 「教育」について、今回、5つから2つに簡素化された分析項目ごとの水準判定に関して、「第1期中期目標期間末からの変化に係る客観的なデータを踏まえて、想定する関係者の期待に応えているかという視点で、自己分析・判断」するとなっているが、「想定する関係者の期待に応えているかという視点」という言い方が曖昧である。注記によれば、「想定する関係者」とは、「当該学部・研究科等の教育活動やその成果を直接的、間接的に享受する人々や組織をさします。具体的には、在校生・受験生及びその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係のある地域社会等が想定されます」としているが、「関係者」を裏付ける一定のデータが必要なのか、単に記述上の「視点」でよいのか、第1期も問題になっただけに、曖昧さを感じる。</p>	関係者についての記載自体を評価するわけではなく、どのような関係者を設定して、どのように期待に応えているかということについて評価するため、関係者を裏付ける根拠資料ではなく、設定した関係者に対してどのように期待に応えているかという根拠資料が想定される。
28	現況分析に関するもの	<p>2. 「教育」の「観点」及び「分析項目」の段階判定の区分について、「観点」は4つ、「分析項目」は2つと、「観点」が「分析項目」に対して下位の段階になるが、下位の「観点」が3段階評価、上位の「分析項目」が4段階評価となっている。こうした関係は、法人が作成する「中期目標の達成状況報告書」の小項目・中項目・大項目の段階評価にも共通するが、部局・研究科等の「教育」につ</p>	現況分析の段階判定の区分は第1期と同様の区分で適切に評価できると考えている。

No.	分類	意見等	回答
		いては、分析項目・観点が大幅削減されたこともあり、段階評価をすっきり整合させるためにも、両方を4段階評価としてはいかがか。	
29	現況分析に関するもの	<p>② 分析項目ごとの水準判定について 11ページ「1 書面調査 (2) 分析項目ごとの水準判定」の記載箇所において「当該学部・研究科等の状況について（中略）想定する関係者の期待に応えているかという視点で、自己分析・判断の結果が記述されています」とある。評価活動において「関係者の期待に応えていること」の検証は非常に重要であるとしても、第一期の「現況分析」評価業務の経験から言えば、すべての項目それぞれについて「関係者の期待に応えていること」で評価総括することには無理があったし、提出した根拠資料もともすれば主観的恣意的であり客観的妥当性を確保しているかに自信を持てないものも多かった。評価委員会や達成状況判定会議からも、結局のところ、非常に曖昧な判断基準による無責任な評価結果がもたらされた。「関係者の期待に応えているか」という指標ですべての項目それぞれを「総括」することについて、再考を求めたい。</p> <p>別紙「第1期中期目標期間からの主な変更点（案）」の「2 学部・研究科等の現況分析（1）分析項目・観点の簡素化」の記載では、教育の分析項目観点から「関係者の評価」が削除されている。一読して、この措置を歓迎した。しかし、評価実施要項（案）を読んでみると、評価項目について、実際はなんら簡素化（削除）されていない。</p> <p>なお、「第1部 教育研究評価の基本方針」の「Ⅲ 内容」において、「関係者の期待に応えていること」については何ら言及され</p>	<p>学部・研究科等にはそれぞれ様々な教育目的や特徴があり、「想定する関係者」の期待にどの程度応えているかという視点で評価を実施している。</p> <p>なお、根拠資料として、認証評価の評価結果や提出資料・データ等を活用することは可能である。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>ていないのはどういうことか。</p> <p>もし、「現況分析」において「関係者の期待に応えている」ことを重要指標とするならば、認証評価での取り組みやそこでの評価結果（たとえば基準6 学習成果）を援用してもよいか。</p>	
30	現況分析に関するもの	<p>③ 「観点の段階判定を示す記述」について</p> <p>12ページに記載されている段階判定の区分表中の「段階判定を示す記述」では、「期待される水準を上回る・ある・下回る」の三段階が提示されている。ここに示されている「水準」という概念が業務の実際においてはなはだ不明瞭であり、第一期の分析では苦慮したところである。「関係者の期待に応えているか」という視点で分析し、「」とするならば、判定を示す記述も「水準」という表記は用いずに、「関係者の期待に大いに応えている・応えている・応えていない」のという表記の方が直接的であり、妥当ではないか。</p> <p>なお、このことについては16ページの「II 研究の現況分析 (3) 分析項目ごとの水準判定」のところで記載されている区分表中の「判定を示す記述」にも同様のことが言える。ここでの「判定を示す記述」についても「期待される水準を上回る・ある・下回る」ではなく、「関係者から非常に評価されている・評価されている・評価されていない」の方が適切だと考える。</p>	現況分析の段階判定の判定を示す記述は第1期と同様の記述で適切に評価できると考えている。
31	現況分析に関するもの	<p>④ (水準判定にあたっての留意事項)</p> <p>i) について</p> <p>12ページの「留意事項」では、「i) 水準判定に当たっては、異なる構成・規模の学部・研究科等において、それぞれの歴史や立地条件、社会からの要請等を踏まえた個性ある独自の教育活動がなされていることを尊重して水準判定を行う」と記載されている。</p>	<p>i) それぞれの学部・研究科等の背景や、それに基づく個性を尊重し、評価を実施している。</p> <p>ii) 現況分析については、達成度の評価ではなく「評価時点における状況を示すもの」であるため、「関係者の期待」にどの程度応えているかという視点で評価することと矛盾するものではないと考えている。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>具体的にどのような評価事例があったのか知りたいところである。第一期の評価結果を見るならば、同一大学内で、異なる学部がそれぞれの独自性について配慮され評価されたという印象はない。また、歴史や規模、立地の違う他大学の同一学部の評価結果と対照させてみても、結局のところ、いずれの大学も同様な物差し（評価基準）で評価されていた。</p> <p>ii) について</p> <p>「水準判定は、第2期中期目標期間中の改善や向上の状況を重視する達成状況の評価と異なり、第1期中期目標期間末からの改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるのかという視点で行います」と記載されている。</p> <p>もしそうならば、この留意事項は、現況分析の評価における最重要項目である。にもかかわらず「評価実施要項（案）」において、このページに至るまでのどこにも記載がない。「第1部 教育研究評価の基本方針」と矛盾するものではないか。</p> <p>現況分析の段階判定が「第1期中期目標期間末からの改善や向上の結果である現在の状況が、どの水準にあるかという視点で行うならば、「基本方針」の巻頭で提示すべきである。各分析項目観点の評価視点が「関係者の期待に応えている」でありながら、これらを総括する水準判定が「第一期と比べてどの水準にあるか」で評価することにも妥当性や整合性を見いだすことができない。</p> <p>「現況分析」に関する評価の目的、内容、方法、判断基準に体系性が無いことが、各大学に「現況分析」評価に対する不信感を与え、負担過多を感じさせる大きな要因となっている。</p>	
32	現況分析に	1. 教育及び研究の「水準」に対する理解について	評価実施にあたっては、評価者と法人、評価者相互間で十分な共

No.	分類	意見等	回答
	に関するもの	<p>貴機構が実施する当該評価においては、特に現況分析に当たって教育及び研究の「水準」が重視されるが、この水準について、第1期中期目標期間における評価の際、評価者と大学、さらに評価者相互間で十分な共通理解が図られていたのか疑問に感じる。仮にこのような評価結果がその後の予算配分に影響しているとすれば、国立大学法人の今後の運営にとって有益とは言えない。</p> <p>第2期中期目標期間における評価を実施されるに当たっては、このことにご配慮いただき、より慎重なご検討をお願いしたい。</p>	<p>通理解のうえで実施されるよう努めてまいりたい。</p> <p>「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。</p>
33	現況分析に関するもの	学部・研究科等を代表する研究業績の提出数を専任教員の20%程度を目安としているが、提出数を減らしたことにより、適切に学部・研究科等の現況分析を行えるのか。	試行的評価及び平成16~19年度の評価の実績において、評価者にSS又はSと判定された研究業績は専任教員の20%程度であったため、研究業績の提出数を専任教員の20%程度を目安としても、適切に研究成果の状況が判断できると考えている。
34	現況分析に関するもの	<p>意見6【要項案15ページ関係】</p> <p>「研究業績説明書」の分析について、具体的な「SS」「S」などの判定基準の例示をしていただきたい。</p> <p>「研究業績説明書は、各組織の専任教員の20%程度を目安として提出」と変更されたが、全て「SS」でも良いのか教授願いたい。</p> <p>また、提出数を「50%を上限」から「20%程度を目安」へ変更した趣旨を教示願いたい。</p>	<p>具体的なSS、Sなどの判定基準の例示に関しては、法人等のご意見を踏まえ検討する。</p> <p>提出する研究業績は、各組織の専任教員数の20%程度を目安とし、研究業績の区分については、各法人において、当該学部・研究科等の目的に照らして判断いただきたい。</p> <p>学部・研究科等の現況分析について、大幅に簡素化して、効率的に実施する観点等から検討を行った。</p> <p>試行的評価及び平成16~19年度の評価の実績において、評価者にSS又はSと判定された研究業績は専任教員の20%程度であったため、研究業績の提出数を専任教員の20%程度を目安としても、適切に研究成果の状況が判断できると考えている。</p>
35	現況分析に関するもの	3. 評価実施要項(案)の15頁 (2)研究業績の分析①「研究業績説明書」の分析	学部・研究科等の現況分析について、大幅に簡素化して、効率的に実施する観点等から検討を行った。

No.	分類	意見等	回答
		SS, S評価の提出数を専任教員数の50%上限から20%程度に引き下げた理由を記載されたい。	試行的評価及び平成16~19年度の評価の実績において、評価者にSS又はSと判定された研究業績は専任教員の20%程度であったため、研究業績の提出数を専任教員の20%程度を目安としても、適切に研究成果の状況が判断できると考えている。
36	現況分析に関するもの	<p>部局ごとの研究の評価は、部局で作成する現況調査表の記載内容と研究業績説明書に基づき行われますが、第1期の評価書作成の際、気づいた点がありますので検討いただければ幸いです。</p> <p>「研究業績説明書II表」の記入形式では、「1. 研究業績」として論文（あるいは著書や特許など）を1編挙げ、項目2で該当区分（論文か著書かなど）、項目3で要旨、項目4で水準判断、項目5でそのような判断をした理由を第3者の評価結果や世間の客観的指標に基づいて記述することになっていました。</p> <p>確かにバイブル視されるような優れた単独の論文も世間には存在しますが、一般的には、理系の研究業績、特に地道な実験を積み重ねる研究や大きな体系化まで進展した研究等の業績は、一編の論文を挙げて示しうるものではありません。評価期間の6年間で遂行した様々な研究活動の総和として生まれるものです。その結果、一編一編はずば抜けては優れていなくても、論文数は数十から、多いときでは百を超え、全体として卓越した水準の研究になる場合も多くあります。それを一編の論文で代表させてアピールするのはかなり苦労します。もちろん、項目5の判断理由のところや、現況調査表の「研究成果の状況」の項でその論文のバックグラウンド等を説明して補足しますが、ページ数の関係であまり詳しく記述できません。</p> <p>したがって、研究業績説明書の記述項目で、研究業績名を「〇〇</p>	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。

No.	分類	意見等	回答
		○に関する研究」などのような総合的な題目を書き込み、数編の代表的な論文や著書を挙げ、その内容の説明を記載するような記述形式も、従来のものと平行して可能にしていただくと研究業績の説明が非常にやりやすくなります。	
37	現況分析に関するもの	<p>15頁（2）研究業績の分析における共同利用・共同研究拠点の研究業績の記載について、以下のとおりご考慮いただきたい。</p> <p>従来、拠点としての研究業績については評価の対象を当該施設で実施した成果のみとされていた。しかしながら、拠点の活動は拠点外部の研究者あるいは研究者コミュニティ全体に対して、当該分野の発展のために行うものであるため、共同利用に供することを目的とする組織については、当該組織がサポートすることで可能となった拠点外部の研究者の論文発表や学会発表についても、拠点の支援実績・内容を確認できるエビデンスの存在をもって、評価の対象として取り上げることを認めていただきたいと考える。</p>	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
38	現況分析に関するもの	<p>4. 研究業績の分析について (評価実施要項 p 15 第3章第1節II 1(2))</p> <p>研究業績の提出数に関して、S及びSSの提出数を、これまで教員数の50%を上限としていたのを「20%程度を目安」とする点について、定員10名程度の小部局の場合、5件くらい出していたのが、2件くらいになってしまう。教員数の少ない部局では、この目安に融通性があつてもいいのではないか。</p> <p>一方で、「20%程度を目安」という概念に対して各法人がまちまちの解釈をとった場合、評価の公平性が担保できなくなることが懸念される。</p>	<p>示した数値は「上限」ではなく「目安」であるので、各法人・部局の状況に応じて提出いただきたい。</p> <p>試行的評価及び平成16~19年度の評価の実績において、評価者にSS又はSと判定された研究業績は専任教員の20%程度であったため、研究業績の提出数を専任教員の20%程度を目安としても、適切に研究成果の状況が判断できると考えられるため、今回の変更により、公平性が担保できなくなるとは考えていない。</p>
39	現況分析に	14頁	中期目標期間における実績評価であるので、評価の対象となる研

No.	分類	意見等	回答
	関するもの	②現況分析部会では・・・ 論文情報は暦年で管理されているのが一般的であり、研究業績の対象期間について、暦年を年度とみなして取り扱っていただけます。	究業績は当該期間のものに設定せざるを得ないが、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
40	現況分析に関するもの	研究について 「SS」「S」の研究業績調査は、一定の意味を持つことは理解出来るが、その取り扱いは慎重に行われねばならないと考える。	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
41	現況分析に関するもの	3. 「研究」について、「研究業績水準判定に係る学部・研究科等を代表する研究業績（卓越した水準（SS）、優秀な水準（S）」の提出数の上限を「専任教員数の 50%」から「20%」に減少させたのは妥当である。SS、S の厳密な水準判定には、実施にあたって、根拠資料など客観性を担保する仕組みが望まれる。	「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」の作成にあたっては、いただいたご意見を参考に検討する。
42	現況分析に関するもの	4. 15 ページの「(2) 研究業績の分析」：「①「研究業績説明書」の分析」では、「各組織の専任教員数の 20%程度を目安として提出されます」とあります。優秀または卓越した研究業績数は少ないと思いますが、なぜ 20%なのか根拠が不明ですので説明いただけないでしょうか。	試行的評価及び平成 16~19 年度の評価の実績において、評価者に SS 又は S と判定された研究業績は専任教員の 20%程度であったため、研究業績の提出数を専任教員の 20%程度を目安としても、適切に研究成果の状況が判断できると考えている。
43	現況分析に関するもの	③P14, 15、「学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト」、「研究業績説明書」 ・「研究業績説明書」の報告様式（書式イメージ）をご教示頂きたい。 ・研究業績の客観的な指標と当該業績の判断基準（SS, S）について、学問分野ごとにいくつかの事例をご教示頂きたい。 [例]○○賞を受賞した業績は「SS」、○○賞を受賞した業績は、「S」と判定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。 ・具体的な SS、S などの判定基準の例示に関しては、法人等のご意見を踏まえ検討する。 ・研究業績水準判定は、「研究業績水準判定組織の各専門部会の評価者」が各分野 2 名以上で行う。 ・現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。

No.	分類	意見等	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究業績の水準判定は、同一部会（人文科学系部会等）で同一の委員が判定するか、それとも、部会内で分担して判定を行うか、ご教示頂きたい。 ・分析単位を重複した研究業績は、各々の分析単位で当該業績を提出しても構わないか。 	
44	現況分析に関するもの	<p>現況調査表での「教育の現況分析の方法」に記載されている「分析項目ごとの水準判定」に関する質問：【P11】</p> <p>1. 「想定する関係者」が学部・研究科の特性により多岐にわたる場合があり、また分析項目ごとに水準判定するのであれば、「想定する関係者」は項目毎にそれぞれ異なり、かつ重みが違ってくると思われる。この場合、その項目にとって適切な「関係者」を選定して、その項目に該当した対象としても良いか？</p> <p>2. 「水準の判定」が、第一期中期目標期間末と現状との比較で行われるのであれば、第1期中期目標期間で実施した項目と関係者の関係を変更せずに、今期も実施することが望ましいが、新しい項目や異なった対象を「関係者」として第二期中期目標期間で実施した場合、前期末との比較は困難である。このような場合の水準判定は、個別のデータ比較は出来ないので、相対的なものとなるがそれで良いか？</p> <p>そもそも、第1期中期目標期間において「10項目の観点について評価する」という概念は、暫定評価を実施する直前に通知されて対応した経緯がある。特に「想定する関係者」を大学外に求めるよう</p>	<p>1. 「想定する関係者」は、各学部・研究科等の目的や特徴等に照らし、当該学部・研究科等の教育・研究活動や、その成果を享受する人々や組織を設定いただきたい。その上で、分析項目や観点ごとに「想定する関係者」の中で、個別の「関係者」とその「期待」を強調して記述する必要がある場合は、それぞれの判断理由においてその旨を記述いただきたい。</p> <p>2. 期末時点同士の比較によって判定を行うのは、「水準」ではなく「質の向上度」である。また、期末時点同士の比較において、第1期から「想定する関係者」を変更した場合等においては、それらの変更を踏まえ、総合的に判断する。</p> <p>なお、水準判定については、単なるデータ比較ではなく具体的に記述いただきたい内容を求める方向で検討している。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>

No.	分類	意見等	回答
		な観点は十分に想定していなかったため、不十分な形で実施されている。したがって、上記2に記載したような事態が想定されるための質問です。	
45	現況分析に関するもの	<p>② 教育研究評価の基本方針に関すること</p> <p>法人評価にあたり、文部科学省国立大学法人評価委員会から機構に要請した事項として、「学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素化し、（中略）、法人の負担軽減に努めること」とある（1ページ）。</p> <p>確かに「別紙：第一期中期目標期間からの主な変更点」を読めば、分析項目の簡素化の事例が示されているなど、評価負担軽減の措置を実感でき、まずは歓迎した。しかし、改めて「評価実施要項（案）」を読むならば、例えば「現況分析項目・観点の簡素化」などについては外見上評価項目の統合整理はなされているものの、実際の評価報告内容に大きな変化はないようだ。</p> <p>各大学法人が「評価負担軽減」を感じるかどうかは、「現況分析」の評価内容や評価方法がいかに簡素化されるかにかかっている。</p>	「教育」の水準判定においては、分析項目・観点の簡素化に伴い記述いただく内容についても効率化する方向で検討を行っている。具体的な記述内容の例示については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。
46	現況分析に関するもの	<p>第29回国立大学教育研究評価委員会（平成23年11月2日開催）の資料参考4において、質の向上度の判定方法として、「第1期中期目標期間末の現況分析結果との比較方法」について記載され、比較した結果を参考として再度総合的に判定するとされている。</p> <p>一方で、第2期の現況分析では教育を中心に分析項目が簡素化される。</p> <p>両者の分析項目が異なる中で、この内容は、法人において自己評価を進めるうえでも極めて重要な留意点となるので、機構においてどのように両者を対応させて比較するのか等、要項において具体的</p>	具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。

No.	分類	意見等	回答
		にかつ明快に、図などを活用してお示し願いたい。	
47	現況分析に関するもの	質の向上度の判定において、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況を比較し、重要な質の変化があったと判断できる場合のみ提出することとなっているが、重要な質の変化がなかったと自己評価し、自己分析結果を提出しなかった場合、「高い質を維持している」又は「質を維持している」と判定するには、何を根拠に判定するのか。	水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。 具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。
48	現況分析に関するもの	意見1【要項案13、17ページ関係】 「質の向上度の判定」について、第1期中期目標期間では、各事例の段階判定の結果に応じて、3段階（2期では4段階）で判定が行われたが、質の向上度の判定に当たっては、各事例の段階判定の結果の割合・構成を踏まえて全体的・総合的に判断するよう検討願いたい。 (例) (各事例の段階判定の結果) → (質の向上度の判定) 大きく改善、向上している 4件 → 相応に改善、向上している 相応に改善、向上している 1件 各事例の段階判定の結果、「大きく改善、向上している」が4件と全体の半数を大きく上回っているにもかかわらず、これまでの質の向上度の判定では「相応に改善、向上している」となっていたが、全体的・総合的に判断した場合、「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」とすべきではないか。	質の向上度の判定においては、期末時点同士の水準を比較したうえで、総合的に判断する。 質の向上度に関する具体的な評価方法は現在検討中であり、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。
49	現況分析に関するもの	意見2【要項案13、17ページ関係】 「質の向上度の分析」について、教育活動や成果の状況について分析項目ごとに第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較・分	質の向上度に関する具体的な記載方法は現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。

No.	分類	意見等	回答
		<p>析し、重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載することとなっているが、記載方法は第1期と同様に「事例」を挙げて記載するのか。</p> <p>また、「事例」を挙げる場合、事例数の上限又は下限を示していただきたい。</p>	
50	現況分析に関するもの	<p>意見3【要項案13、17ページ関係】</p> <p>「質の向上度の判定」について、第1期中期目標期間終了時点と評価時点を比較・分析し、重要な質の変化があったと判断できる場合のみ提出するとあるが、提出しなかった場合の判定はどのようになるのか教示願いたい。</p>	<p>水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
51	現況分析に関するもの	<p>2. <u>評価実施要項（案）の13頁・17頁</u> (3) 質の向上度の分析</p> <p>質の向上度の分析に際し、重要な質の変化があったと判断できる場合のみ自己分析結果を記載することになっているが、第1期の判定区分が「大きく改善、向上している、又は、高い質を維持している」であった場合、第2期では自己分析結果を記載しないことが多いと思われるが、この場合、第2期の判定区分は自動的に「大きく改善、向上している、又は、高い質を維持している」になると理解してよいか。</p>	<p>質の向上度は期末時点同士の水準を比較して導かれるものであり、第2期の質の向上度において比較する対象は、第1期末の水準である。</p> <p>また、単に水準判定の結果のみを比較するのではなく、重要な質の変化についての記載を参照するとともに、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
52	現況分析に関するもの	<p>○ 「質の向上度」の判定</p> <p>第一期でも判定の適用ルール等を巡り大きな議論を呼んだ現況分析に関する評価の観点である。二期では、一期の3段階から4段階への変更が提案されている。基本的には、この観点は一期の評価結果が持ち越されることになっているため、大学が重要な質の変化がないと判断した場合、どのレベルで持ち越すのか明確でない。加えて、この「質の向上度」は中期目標期間に適用すべきものであり、</p>	<p>質の向上度は期末時点同士の水準を比較して導かれるものであり、第2期の質の向上度において比較する対象は、第1期末の水準である。</p> <p>また、単に水準判定の結果のみを比較するのではなく、重要な質の変化についての記載を参照するとともに、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載す</p>

No.	分類	意見等	回答
		持ち越しの考えではなく、評価結果をリセットして全大学に新しい視点にたったアピールを申請させる方が、よほど不公平感がないと考える。	る予定である。
53	現況分析に関するもの	<p>別紙「第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る第1期中期目標期間からの主な変更点（案）」P.3 「(2) 質の向上度の判定区分の変更」（「評価実施要領（案）」の P.13 「(3) 質の向上度の分析」および P.17 「(4) 質の向上度の分析」）について、「重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ提出する」となっておりますが、「質を維持している」という判断で資料を提出しなかった場合には、「高い質を維持している」のか「質を維持している」のかの判断はどのようにされるのでしょうか？（第1期中期目標期間の評定を参考にされるのでしょうか。）</p> <p>なお、第1期中期目標期間の評定が最上位、つまり、【大きく改善、向上している 又は高い質(水準)を維持している】であった場合、質が下がったと判断した場合にのみ、質の向上度に関する記載（「評価実施要領（案）」の P.35 および P.37 の様式）をすると受け取れます。</p> <p>「高い質を維持している」と判断をした場合にも記載をする、もしくは、第1期中期目標期間の評定が最上位であり「（高い）質を維持している」と判断した場合（記載をせず、資料の提出もしない場合）の第2期中期目標期間の判定は「高い質を維持している」となるのであれば、その旨を明記していただくことは可能でしょうか。</p> <p>今回の評定は、質の上下の変化のみを表しているため、第1期中期目標期間の評定を明記すると分かりやすいと思います。</p>	<p>重要な質の変化についての記載の提出がなかった場合には、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>

No.	分類	意見等	回答
54	現況分析に関するもの	学部・研究科等の現況分析における質の向上度の判定に係る資料は、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ提出するということであるが、「重要な」とはどういうことか。また、仮に、重要な質の変化が無く質の向上度の判定に係る資料を提出しなかった場合、資料未提出をもって「質を維持しているといえない」との評価になるのか。	重要な質の変化についての記載の提出がなかった場合には、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。 「重要な」とは、法人として客観的に重要と判断した質の向上について記載いただきたいという趣旨である。
55	現況分析に関するもの	3. 質の向上度の判定について (評価実施要項 p 13, 17 第2部第3章(評価の方法) 第1節I 1 (3), 第1節II 1 (4)) 質の向上度を判定するに当たり、第1期終了時点と第2期の評価時点を比較・分析するというのは、第1期の「現況調査表」「現況分析における顕著な変化についての説明書」に記載した改善・向上事例は、第2期においても引き続き状況を確認し記載しなければならないということか。	第2期では、第1期末と第2期末の水準を比較することが可能なので、必ずしも第1期の「事例」を再度確認し提出いただく必要はないと考えている。 具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。
56	現況分析に関するもの	13頁, 17頁 質の向上度の分析 学部・研究科等の現況調査表の「質の向上度」の項目は、自己評価において重要な質の変化がなかったと判断した場合には何も記述されていない状態となるが、その場合、評価者は何を基に「質を維持している」、「維持していない」の判定を行うのか、明示していただきたい。	水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。 具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。
57	現況分析に関するもの	○評価の方法(実施要項(案) p. 11~) 学部・研究科等の現況分析 質の向上度の分析 ①判定区分について	・質の向上度は期末時点同士の水準を比較して導かれるものであり、第2期の質の向上度において比較する対象は、第1期末の水準である。

No.	分類	意見等	回答
		<p>・重要な質の変化があった場合に結果を記載、とあるので、質を維持している場合には出す必要がないにもかかわらず、判定区分に「高い質が維持されている」とあるのが疑問。前回評価で「高い質」の評価を受けた場合は変化が無くとも出す必要があるようと思える。</p> <p>申請側が質の変化があったと考えて提出し、評価者側が「維持」と判断するのはわかるが、「高い質の維持」は少々違和感がある。</p> <p>・最上位の判定を受けた場合、何をもって「大きく改善、向上している」と判定されたのか、又は「高い質を維持している」と判定されたのか、明瞭な説明を求めたい。その下の「改善、向上している」の区分と「質を維持している」の区分の判定根拠についても同様である。</p> <p>第1期の確定評価では、暫定評価時と比較して何が質の向上の判定を左右する決め手だったのか、特に、向上と判定されなかつたものについて十分な説明がなく、改善につながらない、という声が学内から挙がっていた。</p> <p>実施要項（案） p.13（教育） p.18（研究）</p> <p>2 現況分析結果（原案）の作成 (2) 質の向上度 には、「注目すべき質の向上を指摘」とのみあるが、向上と判定されなかつた場合にも必ずフィードバックを行うことを定めていただきたい。</p>	<p>また、法人が「質を維持」していると判断して、重要な質の変化についての記載を提出しなかった場合も、水準判定の記載及び基礎となる資料・データ等を根拠に判定を行う。</p> <p>具体的な判定方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p> <p>・質の向上度の公表に関しては、法人等のご意見を踏まえ検討する。</p>
58	現況分析に関するもの	<p>②位置付けについて</p> <p>・質の向上度の判定が、全体評価にどう影響するかを明らかにしておいていただきたい。透明性の確保の点からも、提出内容の検討に十分な情報提供をお願いしたい。</p>	<p>現況分析の一部として達成状況評価に活用し、法人が特定の学部・研究科等に関連するものとして示した中期計画の判定の参考としたり、特に質の向上がみられたものについて評価結果に特記事項として記載することを想定している。</p> <p>具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載す</p>

No.	分類	意見等	回答
			る予定である。
59	現況分析に関するもの	<p>②P13, 17 「質の向上度の分析」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該分析項目における「事例」を挙げて記述する形式で構わないか。その場合、第1期は複数の事例を提出した場合、全ての事例が「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」でなければ当該分析単位の質の向上度の分析結果が「大きく改善、向上している又は高い質（水準）を維持している」にならなかつたが、第2期も同様か。 ・分析単位を重複した事例は、各々の分析単位で提出しても構わないか。 ・第1期に複数の分析単位に同一の事例を提出したが、分析単位によって判定がちがっていた分析結果があったので、同一の事例なら同一の判定にしていただきたい。 	質の向上度に関する具体的な記載方法は現在検討中であり、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。
60	現況分析に関するもの	<p>1 「第1部 教育研究評価の基本方針」に関すること</p> <p>① 「質の向上」という表記や考え方について</p> <p>3 ページ「III 内容（1）学部学科等の現況分析」の説明箇所において、『「質の向上度」は、第一期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析して行われるものであり、教育・研究活動や成果の状況の改善、内容を分析し、学部・研究科等の教育あるいは研究目的に照らして判断する』と記載されている。</p> <p>そもそも「質」とは、「品質・本質」であり、大学にとっては個性化に通じるアイデンティティである。これについて「向上したか否か」を問うことや、「質の向上度」として表現することに違和感がある。「現況分析」評価の考えに沿わせるならば、「質の向上度」とは言わず、そのまま説明文にあるように「教育・研究活動の成</p>	「質の向上度」という文言とそれを評価することについては文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。

No.	分類	意見等	回答
		<p>果、改善の状況」と表記し、これを分析・評価すればいいのではないか。</p> <p>各法人の目標に照らしてどのように成果を上げ、個性化を進めたかを評価するのが「法人評価」の趣旨であり、それこそが「質」の評価である。各法人にとって、第二期中期目標中期計画の立案は、向こう6箇年を想定した大学の発展、活性化、個性化を図るものである。第一期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析することにどれだけの意味があるのだろうか。「現況分析」は、各大学法人の個性や目的に照らした「質の保証」の状況や達成度を評価する方がよほど具体的であり意義があろう。</p> <p>第一期との比較による「質の向上度」分析は、各大学における第一期の取り組みを否定（もしくは卑下）することにもなりかねない。</p> <p>（このことについては、以下の箇所にも該当します。）</p> <p>8 ページ「第2章 評価のプロセス 2 学部・研究科等の現況分析（1）教育の調査・分析 ②」</p>	
61	現況分析に関するもの	<p>⑤ 「質の向上度の分析」に関して</p> <p>13 ページに「現況調査表には、教育活動や成果の状況について（中略）重要な質の変化があったと判断できる場合に」と記載されている。先述したことではあるが、「重要な質の変化」とは、大学の教育理念や方向性の抜本的な変化をいうのが妥当であって、教育成果の大きな改善、向上についてこれを「質の変化」と表現するのは適切ではない。「成果・改善の向上度」という表記ではいけないのであろうか。</p> <p>このことは 17 ページ「II 研究の現況分析 (4) 質の向上度の分</p>	<p>「質の向上度」という文言とそれを評価することについては文部科学省国立大学法人評価委員会が決定するものであるため、いただいたご意見を文部科学省国立大学法人評価委員会に伝えたい。</p> <p>なお、様々な学部・研究科等を判断するうえで、分析方針や判断区分は適切であると考えている。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>析」で記載にも同様のことが言える。</p> <p>なお、第一期中期目標期間において法人化に伴う大きな改革を進めた国立大学にとって、第一期と第二期終了時点を比較して「重要な質の変化（大きな改善・向上）」などは実際問題としてありようがない。あつたとすれば、第一期終了時点で大学改革の進展がよほど遅れていた大学である。こうした実態に照らして考えるならば、「質の向上度」についての分析方針やその表記について再検討を期待する。</p>	
62	現況分析に関するもの	<p>⑥ 質の向上度の判定区分表について</p> <p>13 ページに記載されている「質の向上度の判定区分表」について、表欄に示された「記述」の上下位置は、評価判定の「高低」を示すものなのか。もしそうだとすれば「改善、向上している」と「質を維持している」に上下の差があるのはなぜか。</p> <p>第一期中期目標期間において「高い質」を実現した大学が、この水準を維持していくのは大変な努力を要する。一方、第一期にもし「低い質」だった大学ならば、ある程度の改善、向上の実績成果をあげることは容易である。「質保証の（相対的な）水準」からすれば前者大学がはるかに高く、「質の変容度」から計れば後者大学の変化が大きい。現況分析評価では、「どれだけ質が変化したか」という「変容度」をなにより重視するのか。</p> <p>もし、そうでないならば最上段の「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」の判定区分表記と同様に、「改善、向上している」「質を維持している」の区分は統合表記すべきである。</p> <p>このことについては17 ページの「II 研究の現況分析（4）質の向上度の分析」のところで記載されている「判定を示す記述」にも</p>	<p>質の向上度は期末時点同士の水準を比較して変化を分析するものであり、向上度に応じ4区分を設けている。なお、「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」については、第1期において高い水準であった学部・研究科等が、第2期において引き続き高い水準であった場合にも、適切に評価するためのものである。</p>

No.	分類	意見等	回答
		同様のことが言える。	
63	現況分析に関するもの	<p>・「第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る第1期中期目標期間からの主な変更点（案）」p3の3行目「（2）質の向上度の判定区分の変更」について、「（質の向上度の判定に係る資料は、国立大学法人等が）重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ提出」とあり、「評価実施要項（案）」p13にも同様の記載があります。質の向上度の判定区分表では、「大きく改善、向上している 又は高い質を維持している」が最上位になっておりますが、法人等は、「高い質を維持している」と判断した場合には、「質の向上度」に係る資料を提出することができるのでしょうか？</p>	<p>「重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ提出」としているので、法人が「高い質を維持している」と自己評価している場合においても、重要な質の変化があったと判断できる場合には記述いただきたい。</p> <p>具体的な提出方法については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。</p>
64	達成状況評価に関するもの	<p>6. 現況分析結果の達成状況報告への活用について (評価実施要項 p19 第2部第3章第2節 中期目標の達成状況評価 p23 第2部第3章第2節1(2)②)</p> <p>① 達成状況評価に当たっては、「学部・研究科等の現況分析結果を活用」し、「研究業績水準の判定結果を参考」にすることとなっているが、具体的な活用方法を示していただきたい。</p> <p>② 各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その学部・研究科等の名称、分析項目及び観点名等を記載することとなっているため、達成状況報告書と現況調査表とでこれまで以上に連携した記載を求められることとなる。</p> <p>学部・研究科等の教育研究水準及び質の向上度の評価は、大幅に簡素・効率化するという教育研究評価の基本方針に逆行するのではないか。</p>	<p>①具体的な活用方法については、「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p> <p>②各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合の記載は、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を行う趣旨での変更である。</p>
65	達成状況評価に関する	2. 国立大学法人評価委員会決定による「第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項」（平成23年10月27日）では、各法	<p>貴見のとおり。</p> <p>当機構が実施する教育研究評価は、「第2期中期目標期間の業務</p>

No.	分類	意見等	回答
	もの	人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。」とあります。この基本方針は、教育研究状況の評価においても同様に遵守されると理解してよろしいのでしょうか。もしもそなれば文章中に明記していただけますでしょうか。	実績評価に係る実施要領」（文部科学省国立大学法人評価委員会決定）に基づいて実施することとされており、評価の実施にあたっては当該点に留意して実施する。
66	達成状況評価に関するもの	2. 「第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」では、「各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。」とあるが、教育研究状況の評価においても同様なのか、明記していただきたい。	貴見のとおり。 当機構が実施する教育研究評価は、「第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（文部科学省国立大学法人評価委員会決定）に基づいて実施することとされており、評価の実施にあたっては当該点に留意して実施する。
67	個性の伸長に向けた取組、東日本大震災からの復旧・復興への貢献に関するもの	1. 実施要項（案）P.24 2ヒアリング（2）② 「ヒアリングを含めた調査が必要な場合」において、「災害等による被災状況等の確認が必要な場合」が挙げられているが、平成28年度の時点ではすでに復旧が進んでおり、現地で状況を確認することができないのではないか？	「災害等による被災状況等の確認が必要な場合」とは、東日本大震災に限定したものではなく、書面調査やヒアリングでは確認できない例外的な場合を想定している。 なお、東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組については、原則、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載いただき、提出書類等の根拠に基づき判断することとしている。
68	個性の伸長に向けた取組、東日本大震災からの復旧・復興への貢献に関するもの	第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る第1期中期目標期間からの主な変更点（案） ①P3 3.その他・・・「個性の伸長に向けた取組」・・・とは、機能別分化のことか。そうであれば明確に「機能別分化に向けた取組」とした方がわかりやすいのではないか。	「個性の伸長」については、第1期より、当機構の教育研究評価の基本方針の一つとして掲げており、第2期では、各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法の一つとして当該記載欄を設けたところである。

No.	分類	意見等	回答
69	個性の伸長に向けた取組、東日本大震災からの復旧・復興への貢献に関するもの	<p>2. 「個性の伸長に向けた取組」の記載について 第2期中期目標期間における評価では、実績報告書に、新たに「個性の伸長に向けた取組」及び「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」について記載欄を設ける旨説明があるが、そのうち後者については、評価実施要項（案）23頁において、顕著な取組については評価結果の中で特記される旨説明があるが、前者については取扱についての説明が見当たらない。何らかの取扱方針があるのであれば、それがわかるようにしていただきたい。</p>	<p>各中期計画の段階判定や、「優れた点」等の抽出にあたり活用することを検討している。 具体的には、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」に記載する予定である。</p>
70	個性の伸長に向けた取組、東日本大震災からの復旧・復興への貢献に関するもの	<p>該当箇所：「評価実施要項(案)」 P.23 (評価に当たっての留意事項) ※東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組がみられると判断される場合においては特記します。</p> <p>【修正文案】 ※東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動をはじめ各地の特質を踏まえた自然災害に対する防災・減災等に関係した活動について顕著な取組がみられると判断される場合においては特記します。</p> <p>【理由】 同頁に、 i) 評価の対象となる国立大学法人等、あるいは学部・研究科等の歴史や伝統、規模や資源等の人的条件・物的条件、<u>地理的条件</u>等が各国立大学等によって多様なことを十分考慮します。 とあります。 地理的条件から申し上げれば、例えば、首都圏に所在する大学は、</p>	<p>東日本大震災は未曾有の被害が発生した災害であり、被災地に限らず全国の法人の教育研究活動に大きな影響を与えたと考えられるため、「復旧・復興への貢献・支援活動等に關係した顕著な取組」について、別に特記することとした。</p>

No.	分類	意見等	回答
		首都直下型地震に、東海地区に所在する大学は、東海・東南海・南海連動型地震にそれぞれ備えた防災・減災研究等により社会貢献している場合、東日本大震災への貢献に対する特記の明記とバランスを欠くことになることから、修文のご検討をお願いします。	
71	その他	<p>意見5【要項案11 ページ関係】</p> <p>「第3章 評価の方法」「I 教育の現況分析の方法」で「認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果や提出資料・データ等を現況調査表の根拠資料・データ等として活用することなどが考えられます。」となっているが、具体的な利用方法・データ等の例示をしていただきたい。</p>	<p>例えば、機関別認証評価（並びに専門分野別認証評価）の結果や提出資料・データ等を関連する中期計画の分析の根拠資料として活用いただくことなどを想定している。</p> <p>具体的な例示については、説明会等で周知を図っていきたい。</p>
72	その他	<p>3. 主な変更点（案）P.3 3. その他</p> <p>認証評価機関による評価結果を具体的にどのような形で活用できるのか不明である（それによって、どれだけの負担軽減が図れるかのテストケースを示してほしい）。</p>	<p>例えば、機関別認証評価（並びに専門分野別認証評価）の結果や提出資料・データ等を関連する中期計画の分析の根拠資料として活用いただくことなどを想定している。</p> <p>具体的な例示については、説明会等で周知を図っていきたい。</p>
73	その他	<p>要項案において、認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用することができるとされているが（1ページ目など）、評価の公平性を確保するという視点からは、第2期中期目標期間に係る各種報告書の作成に着手する段階で、すべての国立大学法人が機関別認証評価の結果を得ていることが必要ではないか。</p> <p>貴機構では、遅くとも平成28年6月までに、大学機関別認証評価の結果を全ての国立大学法人について示す用意があると考えてよい。</p>	<p>全ての国立大学はいずれかの認証評価機関において既に一度は機関別認証評価を受けているため、評価結果や提出資料・データ等について、資料として活用できると考えられる。</p>
74	その他	国立大学法人評価委員会からの要請事項として、大学情報データベース等の活用が例示されているが、評価実施要項（案）には大学情報データベースを活用することは明記されていない。大学評価・	当機構では、第2期の国立大学法人評価においても、第1期と同様にデータに基づく分析作業が必要と考えており、このため、大学情報データベース運用停止後の代替措置として、「大学ポートレー

No.	分類	意見等	回答
		学位授与機構において、「大学ポートレート（仮称）」を整備するようであるが、これを活用する予定があるのか。	ト（仮称）」を活用する方向で検討している。 具体的な活用方法については、大学ポートレート（仮称）準備委員会の今後の審議を踏まえて検討を行い、説明会等で周知を図っていきたいと考えている。
75	その他	また、従来どおり、大学情報データベース（大学ポートレート）を利用するのか教示願いたい。	当機構では、第2期の国立大学法人評価においても、第1期と同様にデータに基づく分析作業が必要と考えており、このため、大学情報データベース運用停止後の代替措置として、「大学ポートレート（仮称）」を活用する方向で検討している。 具体的な活用方法については、大学ポートレート（仮称）準備委員会の今後の審議を踏まえて検討を行い、説明会等で周知を図っていきたいと考えている。
76	その他	○ 実施要項 p. 1 I 中期目標期間評価と機構への要請事項 （2）文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項 ②の2ポツ目 「 <u>例えば大学情報データベースや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を・・・</u> 」と記載されているが、平成23年3月13日付文書（評学機構評企第25号）にて、大学情報データベースは運用停止されているはずである。正しい記載は「大学ポートレート（仮称）」ではないか。	当該箇所は、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施について（要請）」（平成23年10月27日付23国評委第7号）からの引用であり、当機構では、文部科学省国立大学法人評価委員会が決定した「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」に基づき、教育研究の状況に係る評価を効率的に実施する観点から、要請された事項に留意し評価を行うものである。
77	その他	○ 1ページ19行目「・・・大学情報データベース・・・を活用するなどにより、法人の負担軽減に努めること。」とあるが、評価に当たってはデータベースの数値を偏重することなく、数値では表れないような活動も含めて、学部・研究科の活動状況・成果状況が総合的に判定されることが望まれる。	評価にあたっては、それぞれの目的を踏まえ、学部・研究科等の活動状況・成果状況を総合的に判断している。

No.	分類	意見等	回答
78	その他	<p>評価実施要項（案）</p> <p>①P1 第1部I (2) ②「大学情報データベースを活用することにより、法人の負担軽減に努めること。」としておりますが、第2期中期目標期間における教育研究評価において、大学情報データベースを具体的にどのように活用されることになるのでしょうか。法人においては大学情報データベースの入力業務そのものが負担になっている現状があり、その負担をしてまでも教育研究評価に供する意義があるのか不明瞭ですので、詳細な説明をいただきたい。</p> <p>また、平成24年3月13日付け評学機構評企第25号「大学情報データベースの運用停止に伴う今後の措置について」通知によると、平成24・25年度はDVD等によるデータ提出のみを行い、平成26年度から大学ポートレート（仮称）を運用することによりデータを提出することであるが、本教育研究評価は平成28年度に実施するため、大学ポートレート（仮称）により法人に負担を掛けることは避けいただきたい。</p>	<p>当機構では、第2期の国立大学法人評価においても、第1期と同様にデータに基づく分析作業が必要と考えており、このため、大学情報データベース運用停止後の代替措置として、「大学ポートレート（仮称）」を活用する方向で検討している。</p> <p>具体的な活用方法については、大学ポートレート（仮称）準備委員会の今後の審議を踏まえて検討を行い、説明会等で周知を図っていきたいと考えている。</p>
79	その他	<p>「中期目標の達成状況報告書」の様式については、いわゆる第1期の暫定評価時の様式（Wordファイル）を踏襲する方向と見受けられるが、この様式は、法人の担当者としては非常に使いづらい。体裁等を整えることに予期せぬ労力が割かれ、円滑な自己評価作業にも支障を来て多くの訂正事項等を生み出す要因にもなり混乱した。</p> <p>一方で、いわゆる確定評価時の様式（Excelファイル&根拠資料は別添の形式）は、評価作業の効率化が意識されたためか扱いやすく、体裁等にストレスを感じること無く円滑な自己評価作業ができた。</p>	<p>ご意見を踏まえ、様式を検討する。</p> <p>様式については、「実績報告書作成要領」に記載する予定であり、今年度中を目処に案を示すことができるよう、検討を進めている。</p>

No.	分類	意見等	回答
		<p>第1期から比較して中期計画数は減少したとは言え、暫定評価時の様式では、評価作業の効率化の観点では第1期確定評価時から後退しており、自己評価作業の負担増が懸念される。ぜひ、「中期目標の達成状況報告書」の様式は、第1期の確定評価時のものとして頂きたい。</p> <p>また可能であれば、国立大学法人評価委員会（文部科学省）に提出する「中期目標期間の業務の実績に関する報告書」との様式の共通化を可能な箇所からお願いしたい。</p> <p>暫定評価時の様式をそのまま踏襲するのであれば、法人側としては、機構での評価作業に影響が出ない程度に様式を簡素化・改変するなど、ある程度様式を工夫せざるを得ない。</p> <p>以上、第1期暫定評価前から法人評価に携わる者として、切にお願い申し上げる。</p>	
80	その他	<p>2. 実施要項（案）P.32～37</p> <p>大学から提出することとなる「研究業績水準判定に係る資料」について、本要項（案）には研究業績説明書、研究業績リストといった様式が添付されていないが、今後、第1期と同様に「実績報告書作成要領」を作成し、そちらに全ての様式が添付されることとなるのか？</p>	貴見のとおり。
81	その他	<p>8. その他</p> <p>① 「実績報告書作成要領」についても、早めに示していただきたい。</p> <p>② 「研究業績説明書」の記載例は、第2期においても示されるのか。</p>	<p>①「実績報告書作成要領」については、今年度中を目処に案を示すことができるよう、検討を進めている。</p> <p>②「実績報告書作成要領」において示す予定である。</p>
82	その他	4. 評価実施要項（案）の27頁 評価報告書のイメージ	貴見のとおり。

No.	分類	意見等	回答
		報告書毎に第1期と同様に実績報告書作成要領の中で字数の上限等が設定されると理解してよいか。	具体的な制限内容については、「実績報告書作成要領」に記載する予定である。
83	その他	14頁 ②現況分析部会では・・・ 研究業績リスト等により書面調査を行うこととなっているが、平成22年度に実施した第1期中期目標期間の確定評価で用いた、「学部・研究科等の研究業績」の様式のように、コンパクトにまとめた様式により調査を行っていただきたい。第1期中期目標期間暫定評価の際用いた研究業績リスト(Ⅰ表)及び研究業績説明書(Ⅱ表)による必要はないと考える。	ご意見を踏まえ、様式を検討する。 様式については、「実績報告書作成要領」に記載する予定であり、今年度中を目処に案を示すことができるよう、検討を進めている。
84	その他	4. 主な変更点(案)全体 本要項(案)における主な変更点(案)を別紙として示しているが、どのような経緯で変更に至ったかの説明がなく(例えば、研究業績の提出上限値の変更など)、国立大学教育研究評価委員会の資料を別途調べなくてはいけないという状況となっている。主な変更点(案)の資料を作る際にその点も配慮して、変更に至った理由まで記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、今後作成する資料については、できるだけ法人等に配慮した分かりやすい資料となるよう努めてまいりたい。
85	その他	その他 ①第1期(暫定評価及び確定評価)のQ&Aは第2期も踏襲されるのか。	第2期のQ&Aも第1期と同様に、法人等からのご意見を踏まえ、新たに作成する予定である。